

2017 年 1 月 13 日

ひたちなか市長 本間源基 様

さよなら原発ひたちなか市実行委員会

ひたちなか市広域避難計画作成、原子力安全協定見直し
及び福島第一原発事故周辺地域現地視察実施に関する提言

このことについて、市民の安全確保に徹する立場及び福島第一原発事故の教訓を
学び取る見地から下記のとおり提言しますので、実現にご尽力いただきますようお願い
いたします。

また、意見交換の懇談が叶いますよう、ご配慮をお願いします。

記

1 市広域避難計画の作成

(1) 避難計画は東海第二原発の最悪・最大の過酷事故を想定し作成すること

最悪・最大の過酷事故を想定しない避難計画は、実際にその過酷事故が発生
した場合に役に立たず、市民に大きな災いとなります。それを防ぐためには、
東海第二原発の最悪・最大の過酷事故はどのような内容なのかシミュレーショ
ンが欠かせません。

例えば、原発停止状態下における使用済み燃料プールからの放射能放出事故。
再稼働後はそれに累加して原子炉圧力容器破損等による放射能放出事故（格納
容器の型式〈マークⅡ型〉特性による爆発も考慮する）。さらに旧動燃の東海
再処理施設への連鎖を検討する必要があります。

現在の市避難計画は、放射能放出元となる東海第二原発側に最悪・最大の過
酷事故の放射能放出量、核種、所要時間、継続期間等の情報提供を求めないで、
行政が一方的に作成しようとしているため、実効性が疑わしく、ときとして被
害を大きくしてしまう懸念があります。

不幸にして、避難計画の欠陥による市民被ばくが発生すれば、本市は行政上
の責任を問われ、他方東海第二原発側には避難計画に関する責任が一切及ばな
い構図になります。

想定されうる最悪・最大の過酷事故について東海第二原発側に提出を求め、
その想定が妥当か否か「安全に厳しい立場に立った識者」に検討していただき、
その結果を市民に周知し理解を求めたうえで、避難計画作成に取り掛かること

が本来あるべき作成手順と考えるので、原点に立ち返って作成に当たってください。

(2) 避難先には、避難先において被ばくしない地域を確保すること

避難先がUPZ(東海第二原発から5～30キロ圏)外であったとしても避難の適地にならないケースのあることは、福島第一原発事故で30キロ圏外に位置する飯館村が強制避難対象になり、さらにその遠方に位置する伊達市が汚染程度に応じて戸別に避難を余儀なくされた事例に照らして明らかです。

ひたちなか市の現在の案は30キロ圏に隣接する市町村や50キロ圏内に位置する市町村を避難先としており、福島の教訓が生かされていません。現在の案では避難先で被ばくする危険性があり、行政の責任が問われます。

避難先が茨城県のあっせんで選定されたものであるとすれば、現在の避難先を撤回してより遠方の避難先をあっせんするよう県に提起してください。

(3) 複合災害の場合、避難交通手段の確保、病院や高齢者施設等の要援護者の避難等については、今後改めて提起することとします。

2 原子力安全協定の見直し協議方法の改善

所在地域首長懇談会構成市の権限を東海村と同等とする安全協定の見直しは、平成26年3月5日付け「東海第二発電所の安全確保及び環境保全に関する覚書」に基づいて進められているが、日本原電は、安倍政権が川内原発1,2号、高浜原発3,4号、伊方原発3号の再稼働に当たり県と立地自治体の同意のみで判断を下していることを背景に、所在地域首長懇談会要求を拒否する態度に出ています。

日本原電の態度は、福島第一原発を例にたとえば、立地町の双葉町と大熊町には再稼働の同意を求めるが、これに隣接し同じ被害を受けた浪江町、富岡町などは蚊帳の外におくという態度に等しいものです。要するに、如何に甚大な被害を及ぼす恐れがあろうとも、原発再稼働に得策でない手続きは一切排除する尊大な態度で、福島事故の教訓を何一つくみ取っていない自己中心の考え方です。

折衝は厳しい局面に入っていると認識しています。

当然のことですが、ひたちなか市民の安全を東海村の一存に委ねることは、本市政の責務放棄となり、許されるものではありません。

この難局を打開するためには、所在地域首長懇談会と原電の従来協議方式に

とどまるのではなく、例えば同首長懇談会が「お知らせ」を各戸に配布する、市村単位に住民大会・集会等を開催し住民の理解と結集を促し、その力を背景にした協議方式に改めることを提起します。

3 福島第一原発周辺地域視察事業の創設

視察により、原発事故がもたらす惨状の甚大さを目の当たりにし、原発の存否判断や原子力防災に生かしていくことは、福島原発事故の教訓を学ぶ上で極めて大切です。

このことはまた、現地の市町村との交流(支援)による地域づくりのヒントを得る機会になりますし、本市内に多数おられる福島第一原発周辺地域出身者を通じた支援の糸口を開くことにもなりますので、視察事業の創設をお願いします。

以下にポイントを提起します。

- ① 参加対象は、先ずは自治会長等とし、市議会議員にも働きかけることにします。市職員も各部局から参加します。
- ② 視察は、四季による現地の変化を把握するために、年４回は実施する。
- ③ 本市は、終了までに 70 年と言われている東海再処理施設に隣接しているため、長期にわたって市民の防災思想を啓発する必要があります。したがって短期事業としないで、将来に続く長期継続事業として位置付ける。

以上

連絡先 312-0012 市内馬渡 2 8 2 4－6 3
電(f a x) 2 7 3－4 7 7 5
佐 藤 英 一